

令和 年 月 日

南魚沼土地改良区理事長 様

転用組合員 住所： 番地  
(所有者)  
氏名： \_\_\_\_\_ 印

転用関係者 住所： 番地  
(転用者)  
氏名： \_\_\_\_\_ 印

### 農地転用の通知および意見書交付申請書並びに地区除外申請書

この度、下記の土地につき農地法第 条の規定による農地転用の申請をするので、地区除外等  
処理規程第 2 条の規定に基づき通知します。

なお、同規程第 3 条の申入れ事項等は別途協議し、第 6 条の決済金については所定の方法によ  
り納付しますので当該申請書に添付する意見書を交付されたく関係書類を添えて申請します。

#### 記

##### 1. 添付書類

- 1) 位置図 (住宅地図等)
  - 2) 更正図 (分筆図を含む)
  - 3) 土地登記簿謄本 (写可)
- } 各 1 部

##### 2. 転用土地の所在

大字	字	地番	地目	面積 m <sup>2</sup>	転用面積 m <sup>2</sup>	転用の目的	転用 予定日

## 念 書

この度、農地転用等の通知書を提出するに関して、下記事項を確約した証として念書を提出します。

### 記

1. 埋め立てを開始する前に官民境界の確認を受けます。  
又、この確認に必要な費用は全額申請者が負担します。
2. 乗り入れ、又は出入口、その他必要なために道路敷や水路敷の上を使用する場合には別途使用許可を受けてから工事に着手致します。
3. 公共施設に悪影響を及ぼす恐れのある施設は構築致しません。
4. 当該転用土地を管内にもつ土地改良区役員等、農家組合長、区長に事前に了解を得ます。
5. 土地改良事業で実施されたパイプライン施行地区に建物等を築造する場合は、パイプラインの埋設位置を試掘確認の上、土地改良区の現地確認を得ます。
6. 転用農地に隣接する土地改良施設の維持管理及び既存農業用施設の利用を害されないための工事を施行します。
7. 汚濁物の農業用水路への流入を防止します。
8. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をします。

◎転用に関して地元土地改良区役員の意見

(○で囲む)

・用水の使用および維持管理作業等に影響があるか	ある ・ なし
・道路、用排水路等が他の耕作者に影響を与えないか	与える ・ 与えない
・転用後、雑用排水が適切に処理される見込みがあるか	ある ・ なし

令和 年 月 日

南魚沼土地改良区

印